**（１）規約例**

**○○○**区規約

（名称）

第１条　本区は、**○○○**区と称する。

（区民）

第２条　本区は、**○○○**区域内及びその隣接地等に居住し、規約に賛同する住民をもって構成する。

（目的）

第３条　本区は、区民の相互扶助、協力の精神を基調として生活環境の維持、改善及び区民相互の親睦を図ることを目的とする。

（事業）

第４条　本区は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡

（２）区域内における生活環境の維持・改善

（３）区民相互の親睦を図るための催し

（４）その他本区の目的達成のために必要な事項

（総会）

第５条　総会は最高の決議機関であって全区民をもって構成し、役員会が必要と認めたとき、または区民の三分の一以上の要求があったとき区長が招集することとし、総会の議長には区長があたる。

２　総会は委任状を含む過半数以上の出席によって成立し、議決は出席者の半数以上の賛成によって行われる。なお、賛否同数の場合は議長がこれを決する。

３　総会においては、次の事項を審議する。

（１）規約の改廃に関すること。

（２）役員の任免に関すること。

（３）区費及び予算決算に関すること。

（４）事業計画に関すること。

（５）その他役員会が必要と認めたこと。

（役員会）

第６条　役員会は区長、副区長、会計及び班長をもって構成する。

２　役員会は区長が必要と認めたとき、または役員の二分の一以上の要求があったときに区長がこれを招集することとし、役員会の議長には区長があたる。

３　役員会の議決は役員の過半数をもって行う。

４　本区の区民は役員会に申し出てこれに出席し、意見を述べることができる。

（役員の選出）

第７条　区長、副区長は総会において選出する。ただし、前役員の協議により推薦することは妨げない。

２　班（組）長は各班（組）にて選出する。

３　役員候補者に特別な事情がある場合は、その役を免除することができる。

（役員の任務）

第８条　会長は本区を代表し、一切の会務を総括する。

２　副区長は区長を補佐し、区長に事故あるときはその任務を代行する。

第９条　区長、副区長の任期は**○**年とする。ただし再任は妨げない。

２　班長の任期は各班（組）において定める。

３　役員は、辞任又は任期満了の後においても後任者が就任するまでは、その職務をおこなわなければならない。

（区の運営費）

第１０条　本区は、区費、補助金及び寄付金等による資金をもって運営する。

（区費）

第１１条　区費は、総会において定めるものとし、区民は**○○**までに区費を納入する。

２　区民に特別な事情がある場合は、区費を減額又は免除することができる。

３　前項の区費の減額又は免除を希望する区民は、「区費等減免申請書」を提出するものとする。

（会計年度）

第１２条　本区の会計年度は毎年**○**月**○**日に始まり、翌年**○**月**○**日に終る。

（会計監査）

第１３条　本区に会計監査**○**名を置くこととし、監査は役員会で選出できる。

２　会計監査は監査結果を区民に報告しなければならない。

３　会計監査の任期は**○**年とし再任は妨げない。

（規約の改正）

第１４条　本規約の改正は全区民の三分の一以上の要求があったときは、または役員の三分の二以上が必要と認めた場合、役員会が発議し、区民にこれを提案しその過半数の同意を得なければならない。

（班編制）

第１５条　班（組）は、**○○**世帯程度の近隣をもって構成するものとする。

（地区加入手続き）

第１６条　本区に入会しようとするものは、「**○○○**地区加入申込書」を提出し、役員会の承認を得た上で入会するものとする。

　附　則

（１）本規約で定めのない事項に関する運用については役員会に委ねる。

（２）本規約は**○○**年**○○**月**○○**日から施行する。